田北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

人

◇ 告 示

ページ

○ 収納事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】

3090

◇ 公 告

北九州都市計画臨港地区の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画 課】

3091

○ 環境影響評価準備書の縦覧【環境局環境監視部環境保全課】

3092

北九州市告示第413号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、定期的に処理を行うものに係るごみ処理手数料及び臨時的に処理を行うもののうち粗大ごみに係るごみ処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

平成26年9月16日

北九州市長 北 橋 健 治

受 計		
氏名又は名称	住 所	委託期間
株式会社ハーティウォ	広島県広島市中区八丁	平成26年9月9日か
ンツ	堀11番8号	ら平成27年3月31
		日まで

北九州市公告第777号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する 同法第19条第1項の規定により北九州都市計画を変更するので、同法第21 条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し 、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦 覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成26年9月16日

北九州市長 北 橋 健 治

- 都市計画の種類 臨港地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域	
若松区	久岐の浜の一部	

- 3 都市計画の変更案の縦覧場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市建築都市局計画部都市計画課
- 4 縦覧期間

平成26年9月16日から同年9月30日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで)

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に平成26年9月30日までに到着するように提出すること。

北九州市公告第779号

北九州市環境影響評価条例(平成10年北九州市条例第11号)第13条第 1項の規定により環境影響評価準備書の提出があったので、次のとおり縦覧に 供する。

なお、当該準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

平成26年9月16日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 事業者の氏名及び住所 オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮 東京都港区浜松町2丁目4番1号
- 2 対象事業の名称 バイオマス混焼発電施設整備事業
- 3 縦覧場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市環境局環境監視部環境保全課 北九州市若松区浜町一丁目1番1号 北九州市若松区役所総務企画課 北九州市若松区鴨生田二丁目1番1号 北九州市若松区役所島郷出張所 北九州市右松区役所島郷出張所 北九州市大倉北区大手町11番5号
- 4 縦覧期間及び縦覧時間

北九州市立文書館

平成26年9月16日から同年10月15日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時15分まで(島郷出張所においては午前8時30分から午後5時まで及び北九州市立文書館においては午前9時30分から午後6時まで)

5 対象事業に係る影響を受ける範囲であると考えられる地域 北九州市若松区